



【社長から～心にとめておきたい言葉】

性格は顔に出る。生活は体型に出る。本音は仕草に出る。

【まごころ通信】by小峰裕子

第61話 聖徳太子

さあ、新たな年を祝い運気が上がる？話をしましょう。今、1万円札の肖像は福沢諭吉ですが、昭和世代が親しんだといえばやはり聖徳太子です。

聖徳太子は1400年前の飛鳥時代、19歳で推古天皇の摂政となって国政改革に挑み、今に繋がる日本と日本人の礎を築いた偉人です。その肖像がお札に描かれたのは最多の7回、確か5,000円札も聖徳太子だった時代があったように記憶しています。

また聖徳太子と言えばこれ、「和(やわらぎ)をもって貴し(たつとうし)となす」。十七条憲法第一条です。これには続きがあり、現代語訳を紹介します。「人はグループをつくりたがり、悟りきった人格者は少ない。それだから、君主や父親のいうことに従わなかったり、近隣の人たちともうまくいかない。しかし上の者も下の者も協調や親睦の気持ちをもって論議するなら、おのずからものごとの道理にかなない、どんなことも成就するものだ。つまり理念とするところは「やわらぎ」だけけど現実には厳しい、しかし「礼をわきまえて皆で話し合えば出した答えは道理にかなないすべてはうまくいく」と示したのです。これが日本の国造り戦略、十七条憲法第一条の本当の意味です。右向け右、多数に従いなさいと言っているわけではなかったのです。第十条ではこうも言います。「他人が自分と違っていても怒ってはなりません。自分は必ず聖人で相手が必ず愚かだということはなく、共に凡人です。良いとか良くないとか、だれが定めるのでしょうか」とあります。「いろいろな人がいても良いではないか」とも取れ、聖徳太子自身の優しさ、深い洞察を感じます。604年、聖徳太子31歳の時です。

お札に描かれる人物は揃いも揃って偉業を成し遂げた実在の人です。身の丈に合った暮らしをしていれば応援しようと必ず集まってきてくれますよ。



■□■———1月の記録———□■□

【今月の自己申告ノルマ:達成】

今月は、酒匂さんが自己申告した売り上げ目標を達成しました。社長より業績給が支給されます。

【今月の売上トップ】

賃貸仲介手数料トップ 酒匂さん
売買仲介手数料トップ 小峰勇治さん



【今月の管理受託物件】

H・M貸家



【酒匂店長より】

今期になって管理が増えてきています。落とし穴は存在します。細心の注意を持って取り組みましょう。

【1月の社内研修会】強制参加

1月10日(木)16:00～17:30

テーマは「子どもを幸せにする相続」。講師は小峰裕子さんでした。社長と飲む日は吉塚の「どんどん餃子」でした。



【しあわせ倍増コラムのご案内 ホームページ掲載】

「改正相続法による自筆証書遺言の様式の緩和」弁護士の江口正夫氏の投稿です。HPでは、ブログやフェイスブックなどで日々の取り組みや様子を観ることが出来ます。

<http://taiyo-f.jp/column>

【大洋主催無料税務相談会を開催しました】

1月19日(土)大洋主催無料税務相談会を開催しました。相談員は税理士法人TAパートナーズ税理士の相浦圭太氏ならびに今川弘氏でした。午前11時より17時までには8名の方が参加され、盛会の内終了いたしました。

1月18日(土)宅建協会東部支部名刺交換会に出席しました。福引き大会では白水りくさんに黒毛和牛すき焼き用が、小峰勇治さんに今治バスタオルセットが当たりました。

1月10日(木)十日恵比寿神社に参拝しました。

相続法約40年ぶりの改正・・・第1回



約40年ぶりに改正される「相続法」ですが、こまめくんの中で4回に分けて要所をご紹介します。今回は『配偶者居住権』について。配偶者居住権は、相続発生時に同居の配偶者に終身、または一定期間無償で、所有建物を使用できる権利が与えられるというもの。要は配偶者の生活の安定を図る目的の権利です。これにより遺産分割の際に建物の権利を「負担付所有権」と、「配偶者居住権」とに分けることができるようです。

・・・わかりにくいので例を挙げてご説明しますね。夫婦で暮らしていて、子供が一人(長男)の3人家族の場合、お父様が亡くなられた時点で資産は自宅(評価額3000万円)と現金1000万円の合計4000万円だったとします。相続人はお母様(配偶者)と長男さん。法定相続分は2分の1ずつで、お母様と長男さんは折り合いが悪く、揉める事が予想されるケース。

■改正前であれば

お母様と長男さんには資産2000万円を相続する権利が。お母様は家に思い入れがあり、住み続けたいと主張。家に住み続けるには2つの選択肢があります。
①1000万円を調達し、相続資産の現金1000万円と併せて2000万円を長男に渡す。(代償分割)
②家を売却。現金をお母様と長男さんで折半。
・・・お母様の立場に立つと可哀想な気がします。

■改正後は

お母様は配偶者居住権を主張。権利が認められ、終身で建物使用の権利が獲得できました。相続資産の分割方法として
お母様→配偶者居住権(1500万円)現金500万円
長男さん→負担付所有権(1500万円)現金500万円
という形に。お母様は所有権とは異なりますので売ったり貸したりができませんが、安定した老後が確保できました。

というように、新しい相続の形が見えてきました。しかし、心配事もあります。子供の立場立ったらどうなの？居住権の評価は？まだまだ理解のない新しい制度。一筋縄ではいかないようです。もとより円満相続でありたいものです。

【2月のお誕生日】

2月14日 長澤基司さん
2月24日 山崎龍也さん



【特別社内研修】全員強制参加

2月7日(木)店舗営業は14:00で終了してください。
14:00～ コンプライアンス清掃
16:00～ 社内研修会 テーマは「相続基礎の基礎～法務編」、講師は酒匂房信さんです。
18:00～ 社長と飲む日

【月次報告会議】任意参加

2月5日(火)7:40～8:00
8:00～8:30は町内清掃を行います。

【素直塾】全員強制参加

2月21日(木)14:00～15:00
18:00～本会議(任意参加)

【月次営業会議・異見会】

2月12日(火)18:00～19:00

【早朝勉強会】任意参加

2月26日(火)8:30～8:50
テーマは「退去予定確認と対策」です。

【今月の社員】 藤原 秀章



30歳を越えてもまだまだ恥ずかしい思いをすることがあります。生涯勉強ですね。特に日本語の解釈は間違えて覚えてしまっている事も多いのではないのでしょうか。最近私は「他力本願」という言葉の”本来”の意味を知り合いから教えてもらいました。これまで33年間、他人頼みという意味だと思っていましたが、語源は仏教にあり、阿弥陀如来の本願力にまつわるとも貴い事なのだと言うことを知りました。一事は万事。日々の生活の中で何気なく使っている日本語も調べてみるとこれまた別の意味だったということも。奥が深い日本語。これからは受け継いでいく言葉ですから子ども達には美しく、正しく覚えてもらいたいものです。友人から「他力本願」の語源を聞いてから、時間を見つけては「誤解しやすい日本語」をインターネットを通して勉強させていただいてます。皆様も調べてみると間違えて覚えている言葉があるのでは？

